

文京区事務手数料条例の一部を改正する条例 新旧対照表

1 文京区事務手数料条例（昭和三十三年条例第九号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>○文京区事務手数料条例 昭和三十三年四月一日 条例第九号 令和三年 月 日条例第 号</p> <p>第一条から第七条まで 省略</p> <p>付 則（令和三年 月 日条例第 号） この条例は、令和三年九月一日から施行する。</p>	<p>○文京区事務手数料条例 昭和三十三年四月一日 条例第九号</p> <p>第一条から第七条まで 省略</p> <p>（新設）</p>

2 別表の改正

改正後（案）					現行				
別表（第二条関係）					別表（第二条関係）				
事務	名称	額	徴収時期		事務	名称	額	徴収時期	
24	省略				24	省略			
					25	削除			
					26	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードの再交付	個人番号カード再交付手数料	一件につき八百円	再交付申請又は再交付のとき。